政令

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第九十九号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第一号中「十万四千五百七十円」を「十万四千九百五十円」に改め、同項第二号中「五万六千七百九十円」を「五万七千三十円」に改め、同項第三号中「五万二千二百九十円」を「五万二千四百八十円」に改め、同項第四号中「二万八千四百円」を「二万八千五百二十円」に改める。

附則第三条第一項の表傷病補償年金の項及び同条第三項の表障害厚生年金等の項中「〇・八八」を「〇・八八六」に改める。

別表中

六、〇〇三円	七、七七五円	九、四五〇円	一〇、七〇三円	一一、五七三円	一二、三一八円
五、〇六八円	六、〇五〇円	六、七八三円	七、九五〇円	八、八五〇円	九、三二三円

を

六、〇八三円	七、八四五円	九、四九〇円	一〇、七四三円	一一、六〇八円	一二、三五〇円
五、一三三円	六、一一〇円	六、八一五円	七、九八〇円	八、八七八円	九、三四〇円

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第六条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3　改正後の附則第三条第一項の表及び同条第三項の表の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金で同日前の期間について支給すべきもの及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

4　改正後の別表の規定は、平成二十七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

文部科学大臣　馳　浩
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

農村地域工業等導入促進法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百号

農村地域工業等導入促進法施行令の一部を改正する政令

内閣は、農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

農村地域工業等導入促進法施行令（昭和四十六年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号を次のように改める。

四　人口が十万以上である市の区域にあつては、次のいずれかに該当する市の区域であること。

イ　人口が二十万以上であること。

ロ　公表された最近の国勢調査の結果によるその市の区域に係る人口を当該国勢調査が行われた年前において直近に行われた国勢調査の結果によるその市の区域に係る人口で除して得た数値が、公表された最近の国勢調査の結果による全国の人口を当該国勢調査が行われた年前において直近において行われた国勢調査の結果による全国の人口で除して得た数値を超えること。

ハ　公表された最近の国勢調査の結果によるその市の産業分類別就業者数（以下「その市の就業者数」という。）のうち鉱業、建設業及び製造業（以下「製造業等」という。）に係るものの合計数をその市の就業者数の総数で除して得た数値が、当該国勢調査の結果による全国の産業分類別就業者数（以下「全国の就業者数」という。）のうち製造業等に係るものの合計数を全国の就業者数の総数で除して得た数値を超えること。

第三条に次の一項を加える。

2　人口が十万以上である合併市（平成十三年一月一日以後に行われた市町村の合併（二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。）により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市をいう。）の区域が、前項第一号から第三号までのいずれにも該当しない場合であつて、かつ、同項第四号イからハまでのいずれかに該当する場合における当該合併市の区域のうち旧市町村の区域（平成十二年十二月三十一日における市町村の区域をいう。）であつた区域についての同項の規定の適用については、同項中「次のとおり」とあるのは「第四号に掲げるもの」と、同号中「市の区域にあつては、次のいずれかに該当する市の区域」とあるのは「旧市町村の区域（次項に規定する旧市町村の区域をいう。以下同じ。）であつた区域にあつては、次のいずれかに該当する区域」と、同号イ中「人口」とあるのは「当該旧市町村の区域に係る人口」と、同号